ベースアップ評価料等に関するよくあるご質問

令和8年8月18日時点

【実績・中間報告書関係】

・ベースアップ評価料等について、お問い合わせをいただくことが多い内容を掲載しております。
・掲載内容については、随時更新しております。
・疑義が解消しない場合については、北海道厚生局ホームページの「診療報酬等疑義照会フォーム」からお問い合わせください。

区分	項番	ご質問	回答
報告	1	令和8年度分の「賃金改善計画書」の作成と提出は必要ですか？	令和8年度分の「賃金改善計画書」については、作成と提出は不要です。 ただし、令和8年8月に「賃金改善中間報告書」の作成と提出が必要です。 ※令和8年度診療報酬改定にて「賃金改善計画書」は作成と提出が不要となり、新しく「賃金改善中間報告書」の作成と提出が必要となりました。
報告	2	令和7年度分の「賃金改善実績報告書」と令和8年度分の「賃金改善中間報告書」はいつ提出しますか？	どちらも令和8年8月31日（月）までに作成・提出が必要です。
報告	3	令和8年7月30日に「令和8年度賃金改善中間報告書」の様式に訂正があり、項目が追加されましたが、訂正前の様式により報告を行うことは可能ですか？	訂正前の様式で提出することが可能です（R8.7.30疑義解釈通知その11 ベア関係問8）。 訂正前の様式で既に当局に報告書を提出している場合、差し替え等の対応は不要です。 なお、報告書提出前の保険医療機関等におかれましては、可能な限り最新版の様式でご提出をお願いいたします。
報告	4	Excelの報告書で入力できない箇所（セル）があります。	報告書様式内の赤色に塗りつぶされた箇所（セル）が、医療機関で入力を行う箇所になります。 緑色に塗りつぶされた箇所（セル）やその他の箇所は、Excelの関数機能によりその他の場所に入力された内容等を参照して反映される場所になるため、入力ができないように設定しております。
報告	5	令和8年4月から5月のベースアップ評価料の実績はどのように報告しますか？	令和8年4月から5月の実績については、実績報告書・中間報告書に記載する箇所がないため、報告書に反映させる必要はありません。

ベースアップ評価料等に関するよくあるご質問

令和8年8月18日時点

【実績・中間報告書関係】

・ベースアップ評価料等について、お問い合わせをいただくことが多い内容を掲載しております。
・掲載内容については、随時更新しております。
・疑義が解消しない場合については、北海道厚生局ホームページの「診療報酬等疑義照会フォーム」からお問い合わせください。

区分	項番	ご質問	回答
報告	6	令和8年8月からベースアップ評価料を新たに算定しますが、令和8年度の中間報告書の提出は必要ですか？	令和8年8月以降に新たにベースアップ評価料を算定する場合、中間報告書の提出は不要です。
報告	7	令和8年6月から歯科技工所ベースアップ支援料を算定しています。 歯科技工所ベースアップ支援料の中間報告書の提出は必要ですか？	歯科技工所ベースアップ支援料については、中間報告書の提出は不要です（中間報告書はありません）。 令和8年度の実績については、令和9年8月に報告していただきます。
報告	8	令和7年度分の「賃金改善実績報告書」と令和8年度分の「賃金改善中間報告書」は同時1通のメールで提出してもよいですか？	1通のメールに複数年度の報告書を添付いただいても差し支えありません。 ただし、複数Excelファイルを添付する際に、Zip形式等で圧縮されていた場合、当局で受理することができないため、メールを分けていただくか、圧縮されない形式で送信分してください。
報告	9	令和8年度分の「賃金改善中間報告書」について、法人内の同一の給与体系に基づく複数の保険医療機関等の実績を合算して報告書を提出する場合、法人本部等がまとめて提出することは可能ですか？	報告書は保険医療機関等ごとに作成・提出が必要です。 保険医療機関等ごとに作成した報告書を送付いただく際には、保険医療機関等ごとにメールを作成して提出いただくか、1通のメールに複数の報告書を添付して提出する場合、メール本文等にどの保険医療機関等の報告を行うかを記載してください。 また複数の報告書をメールに添付する場合、Zip形式等で圧縮を行わないでください。
報告	10	令和7年度分の「賃金改善実績報告書」について、法人内の同一の給与体系に基づく複数の保険医療機関等の実績を合算して報告することは可能ですか？	令和7年度分の賃金改善実績報告書については、法人内の同一の給与体系に基づく複数の保険医療機関等の実績を合算して報告することはできません。 各保険医療機関等ごとに実績額等を集計し、報告書を提出する必要があります。

ベースアップ評価料等に関するよくあるご質問

令和8年8月18日時点

【実績・中間報告書関係】

・ベースアップ評価料等について、お問い合わせをいただくことが多い内容を掲載しております。
・掲載内容については、随時更新しております。
・疑義が解消しない場合については、北海道厚生局ホームページの「診療報酬等疑義照会フォーム」からお問い合わせください。

区分	項番	ご質問	回答
報告	11	報告書内の「基本給等総額」には、給与のうちどのような金額が対象になりますか？	支払われる給与のうち、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当が対象となります。 例）扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当等 なお、令和8年度改定（令和8年中間報告書）からは、恒常的に夜間を含む交代制勤務をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当も基本給等総額に含まれることとなりました。
報告	12	令和7年度分の「賃金改善実績報告書」について、「賃金改善実施期間」と「ベースアップ評価料算定期間」はどのように記載しますか？	○令和6年度からベースアップ評価料を算定している場合 →開始月を「令和7年4月」、終了月を「令和8年3月」としてください。 ○令和7年度の途中から算定を開始した場合（令和7年4月から令和8年3月に算定を開始した場合） →開始月を「算定開始月」、終了月を「令和8年3月」としてください（令和8年2月から算定を開始した場合、令和8年2月から令和8年3月と記載します）。
報告	13	令和7年度分の「賃金改善実績報告書」について、「対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間の開始月時点】」はどのように記載しますか？	「ベースアップ評価料初回届出時点」及び「令和7年度の賃金改善実施期間の開始月時点」のいずれにおいても在籍している対象職員を対象として、常勤換算数を記載してください。 上記による算出が困難な場合については、ベースアップ評価料初回届出時点におけるすべての対象職員の基本給等総額（人数が変化している場合には、ベースアップ評価料初回届出時点における1人あたりの平均額を令和7年度の賃金改善実施期間の開始月時点の対象職員数に乗じたもの）を用いて算出しても差し支えありません。
報告	14	令和7年度分の「賃金改善実績報告書」について、「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間の開始月時点】」はどのように記載しますか？	「対象職員の常勤換算数」に含めた対象職員における、賃金改善実施期間の開始月時点の基本給等総額を記載してください。
報告	15	令和7年度分の「賃金改善実績報告書」について、「ベア等による賃金改善実績額（１ヶ月分）」はどのように記載しますか？	「対象職員の常勤換算数」に含めた対象職員における、ベースアップ評価料の初回届出時点での「賃金改善しなかった場合」の基本給等総額から、【賃金改善実施期間の開始月時点】の基本給等総額の増加分を記載します。

ベースアップ評価料等に関するよくあるご質問

令和8年8月18日時点

【実績・中間報告書関係】

・ベースアップ評価料等について、お問い合わせをいただくことが多い内容を掲載しております。
・掲載内容については、随時更新しております。
・疑義が解消しない場合については、北海道厚生局ホームページの「診療報酬等疑義照会フォーム」からお問い合わせください。

区分	項番	ご質問	回答
報告	16	令和8年度分の「賃金改善中間報告書」について、「賃金改善実施期間」はどのように記載しますか？	開始月は「令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料の算定を開始した月（令和8年6月または7月）」、終了月は「令和8年7月」としてください。 （令和8年８月18日：回答を訂正しました）
報告	17	令和8年度分の「賃金改善中間報告書」について、「ベースアップ評価料算定期間」はどのように記載しますか？	開始月は「令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料の算定を開始した月（令和8年6月または7月）」、終了月は「令和8年7月」としてください。
報告	18	令和8年度分の「賃金改善中間報告書」について、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額」はどのように記載しますか？	収入の実績額について、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５」および「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の注５）」（歯科・訪看含む）の届出・算定を行っている場合、当該項目には、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」等の本体点数のみに係る収入を記載してください（注５で加算されている部分については、実績に含めません）。 例）医科の外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）「１　初診時」で注５を算定する場合、23点となるが、中間報告書の収入の実績額には、注５を加算しない17点分を計上する。
報告	19	令和8年度分の「賃金改善中間報告書」について、「対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間の開始月時点】」はどのように記載しますか？	令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料等で賃金改善を開始した月の対象職員の常勤換算数を記載してください。 「令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料等で賃金改善を開始した月」の考え方は、項番16と同様です。
報告	20	令和8年度分の「賃金改善中間報告書」について、「当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】」はどのように記載しますか？	令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料等で賃金改善を開始した月の対象職員の基本給等総額を記載してください。 「令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料等で賃金改善を開始した月」の考え方は、項番16と同様です。

ベースアップ評価料等に関するよくあるご質問

令和8年8月18日時点

【実績・中間報告書関係】

・ベースアップ評価料等について、お問い合わせをいただくことが多い内容を掲載しております。
・掲載内容については、随時更新しております。
・疑義が解消しない場合については、北海道厚生局ホームページの「診療報酬等疑義照会フォーム」からお問い合わせください。

区分	項番	ご質問	回答
報告	21	令和8年度分の「賃金改善中間報告書」について、「令和８年５月（３月）時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額」はどのように記載しますか？	令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料等で賃金改善を開始した月の対象職員の基本給等を、その賃金改善を開始する前月の給与体系に当てはめた際の総額を記載してください。 例）令和8年6月に令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料等で賃金改善を開始した場合、令和8年6月の対象職員の基本給等を令和8年5月時点の給与に置き換えた金額（令和8年6月に賃金改善しなかったと仮定した場合の金額）を記載します。
報告	22	令和8年度分の「賃金改善中間報告書」の「報告書届出年度の賞与の支給月数」と「前年度の賞与の支給月数」について、賞与の支給が月数による支給ではない場合、どのように記載しますか？	賞与の支給が月数による支給ではない場合、「年間で支給された（令和8年度は支給予定の）賞与額÷基本給等」で割り出した月数を記載してください。 職員が複数在籍する場合は、平均値を算出してください。
報告	23	令和8年度分の「賃金改善中間報告書」について、別添1（訪看は別添4の1）と別添2（訪看は別添4の2）の2つ様式がありますが、どちらを使用しますか？	通常は、別添1（訪看は別添4の1）を使用します。 別添2（訪看は別添4の1）は、複数の保険医療機関等があり、月額賃金総額や対象職員数、ベースアップ評価料の収入の実績等を合算する場合は、別添2（訪看は別添4の2）を使用します。
報告	24	令和8年度分の「賃金改善中間報告書」について、「ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか」の部分において、「賃金改善額充当不足」と表示されますが、このまま提出してもよいでしょうか？	中間報告書の提出の場合のみ、「賃金改善額充当不足」と表示されていたとしても、提出可能です。